

## なないろプロジェクト「西Pサマーフェス 2024」出店者募集要項

1. 名称                    なないろプロジェクト「西Pサマーフェス 2024」
2. 主催                    公益財団法人福岡市スポーツ協会（総合西市民プール）
3. 会場                    総合西市民プール（福岡市西区西の丘 1-4-1）
4. 日程                    （1）Day1：令和6年9月7日（土） 10時～17時  
                              （2）Day2：令和6年9月14日（土）10時～17時
5. 募集出店数            （1）（2）各日3～5店舗（予定）
6. イベント概要         水泳教室（競泳、水球、AS等）、縁日ブース、トークショー等を予定
7. 出店概要
  - （1） 販売品目            飲食物の販売  
                              （食品衛生法法令等に基づいた調理、加工を行い、容器包装等により衛生的措置が取られたもの）
  - （2） 出店料                無料
  - （3） 出店形態            屋外    1スペースあたり 14㎡を目安とする  
                              テントもしくは移動販売車  
                              ※規模や状況により、主催者側で販売スペースを調整する可能性あり
8. 応募資格
  - （1） 福岡市内での調理営業に関して必要な許可及び資格を有すること
  - （2） 生産物賠償責任保険（PL 保険）等に加入していること
  - （3） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（契約締結の能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員等）に該当しないこと
9. 出店の留意事項
  - （1） 必要な各種設備（電気、ガス、水道等）及び備品については、出店者が準備すること
  - （2） 次に該当する場合、必要な手続き・措置を行うこと
    - （ア） 食品を販売する売店の出店にあたっては、出店場所、保管方法、取扱い食品等について、所轄保健所と協議するものとする
    - （イ） 食品衛生法関係法令等により営業許可を必要とする出店者にあたっては、所轄の保健所の許可を受け、その許可証の写しを協会へ提出するとともに、売店にその許可証を提示すること
    - （ウ） 食品衛生法関係法令等により届出を必要とする出店者にあたっては、所轄の保健所へ届出を行い、受理印を押された届出書の写しを協会へ提出するとともに、売店にその届出書を提示すること
    - （エ） 消防法関係法令等により届出を必要とする出店者にあたっては、所轄の消防署へ届出を行い、受理印を押された届出書の写しを協会へ提出するとともに、売店にその届出書を提示すること
  - （3） ゴミ箱を設置し、発生したごみはすべて持ち帰ること
  - （4） 施設の利用者及び近隣住民の迷惑になる恐れのある行為（音響設備の使用、多量の煙を発生させる調理など）は行わないこと

## 10. 応募方法

- (1) 応募期間 令和6年7月1日(土) ~ 令和6年7月16日(火) ※必着
- (2) 提出先 持ち込みまたは郵送にて  
〒819-0005 福岡市西区内浜 1-5-1  
(公財)福岡市スポーツ協会 総務課 担当:住吉 宛
- (3) 提出書類
  - ① 出店申込書(様式1~3)
  - ② 暴排条例に関する誓約書
  - ③ 調理営業に必要な許可書等の写し
  - ④ PL 保険加入証書の写し

## 11. 選考通知

令和6年7月19日(金) 電話またはメールにて応募者へ通知  
その後、選考通過者のみ出店許可書等の関係書類を郵送  
※審査のうえ、応募者多数の場合は抽選とする

## 12. 注意事項

- (1) 各種設備は保健所の指定する設置基準を遵守すること
- (2) 火器及び発電機を使用する場合、消火器等を必ず備えること
- (3) その他安全対策を万全にし、事故防止に努めるとともに、必要な措置を講じること
- (4) 指定の場所以外での販売行為、呼び込み行為、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと
- (5) 申請した販売品目以外のものを販売したり、不当な価格で販売したりしないこと
- (6) 出店の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し又は売店の管理運営を委託しないこと
- (7) 出店者が施設または第三者に損害を与えた場合、出店者がその賠償の責めを負うこと
- (8) その他、出店による事故や苦情等の問題は、出店者の責任において対処すること
- (9) 売店における商品等の管理は出店者の責任とし、盗難その他不可抗力による災害であっても、主催者は一切その責めを負わないものとする
- (10) 売店の設置や撤去、商品の搬入搬出については、主催者の指示に従うこと
- (11) その他、主催者から指示があった場合はそれに従い、良識ある管理運営を実施すること
- (12) 出店者は、出店終了後または出店許可を取り消された場合は、速やかに原状回復し、主催者の検査を受けなければならない